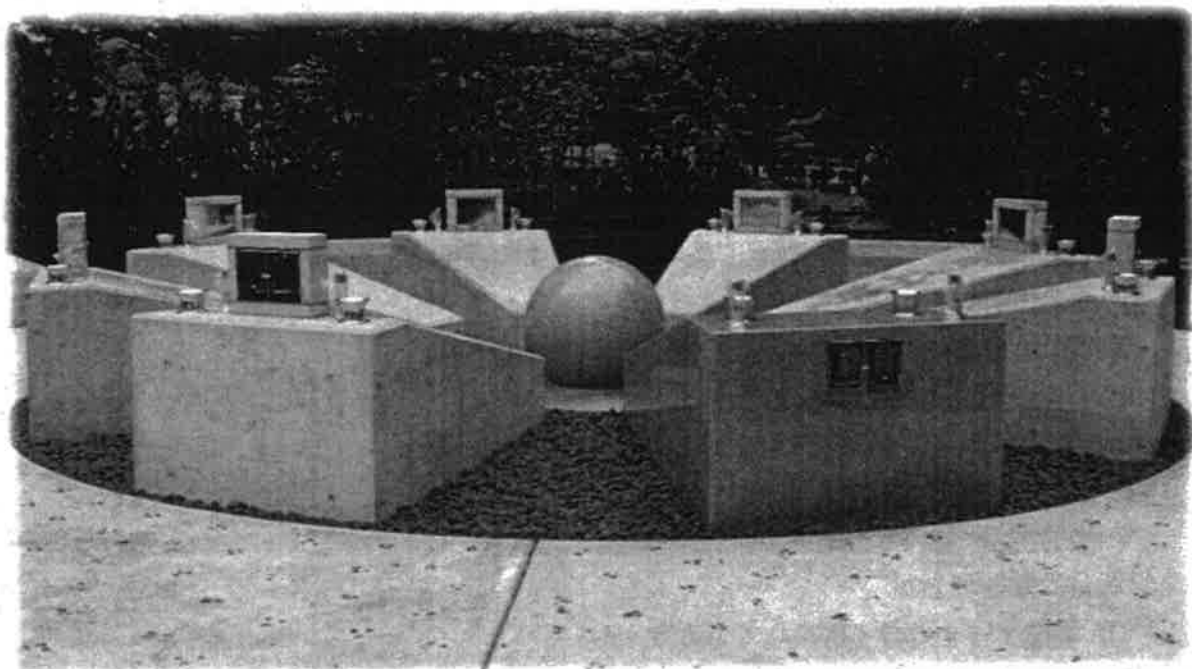


# 弘前霊園合葬墓 案内パンフレット

平成 30 年 8 月 1 日現在



弘前市都市環境部環境管理課（弘前霊園担当）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-35-1111（代表） 内線 373

F A X 0172-35-7956（代表）

墓地公園管理事務所

〒036-8243 弘前市大字小沢字井沢43番地3

電話 0172-88-3553

開園期間：3月16日～12月15日

開園時間：8時30分～17時

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。

## 1 弘前霊園合葬墓の概要

当市の合葬墓は、従来の家族単位のお墓とは異なり、多くの方々の焼骨を一緒に埋蔵する施設です。そのため、一度埋蔵した焼骨につきましては、後で返還する事はできません。

また、市で管理していることから、宗教法人が管理するお墓のようにお盆の供養等の宗教行事は実施いたしませんので、永代にわたっての供養をご希望される場合は、寺院等へのご相談をお勧めいたします。

合葬墓を使用される際には、市が定める所定の手続きをしていただく必要があります。

## 2 永代使用料

1体あたり 60,000円

※合葬墓を永代にわたって使用するための料金で、これ以外の費用負担はありません。

## 3 納付方法

### I 永代使用料の納付方法

所定の手続きが終わりましたら、「永代使用料納入通知書」を発行しますので、納期限までに指定の金融機関で納付してください。納期限は納付書発行から30日以内です。

### II 永代使用料の払戻し

既に納付された永代使用料は、払戻しいたしません。

## 4 合葬墓を使用できる方

### I 現に焼骨を保有している場合

弘前市民であり、申請時点で弘前霊園一般墓地の使用許可を受けておらず、次のいずれかに該当する方

- ① 埋蔵すべき焼骨を所持している方
- ② 弘前霊園以外の墓地から改葬する方

または、死亡時に弘前市に住民登録があった、または、死亡前に弘前市に住民登録していた期間のある方の焼骨を所持する、市外に居住する当該死亡者の配偶者または3親等以内の血族もしくは2親等以内の姻族で、弘前霊園一般墓地の使用許可を受けていない方。

### II 生前申込みの場合

申請時点において、1年以上弘前市に住民登録があり、満65歳以上であることに加え、死後に自己の焼骨を埋蔵する方の指定ができる方。

※生前申込みについては、他の焼骨の埋蔵状況を見ながら、毎年度募集数を調整し、広報ひろさき等で周知いたします。なお、募集数を上回った申込みがあった場合は、公開抽選により使用申請者を決定いたします。

※生前申込みには諸条件がありますが、ご家族等にご自身の死後に祭祀を執り行う方がいらっしゃる場合は、合葬墓へ埋蔵して欲しいという意思を示しておくことによって、生前申込みをされなくても「I 現に焼骨を保有している場合」の区分となるため、合葬墓に埋蔵できます。

## 5 焼骨の埋蔵について

- ・埋蔵する日時が決まりましたら環境管理課（弘前霊園担当）へ事前に連絡してください。
- ・埋蔵当日には、墓地公園入り口にある管理事務所で「埋蔵場所使用許可証」の提示をお願いいたします。
- ・埋蔵の際には、墓地公園管理事務所職員が準備等のため立ち会いますが、合葬墓内への焼骨の埋蔵は、親族や関係者に行っていただきます。

## 6 その他届出

次の場合には所定の様式に必要事項を記入したうえで、必要な書類を添付して届け出なければなりません。

- ① 生前申込みの場合で、祭祀主宰者を変更するとき
- ② 生前申込みの場合で、使用者が本籍、住所、氏名を変更したとき  
※弘前市内での転籍、転居等の場合は除く
- ③ 合葬墓を使用することがなくなったため、使用权を返還する場合

## 7 弘前霊園使用者の責務

園内にはごみ箱を設置しておりませんので、供物や献花、その他のごみ等は各自でお持ち帰りください。

## 8 使用权の消滅

現に焼骨を所持している場合には許可の日から、生前申込みによる許可の場合には本人死亡の日から、それぞれ1年以内に焼骨を埋蔵しない場合にはその使用权が消滅することがあります。

## 9 弘前霊園内での禁止事項

霊園内において、次の行為をしてはいけません。

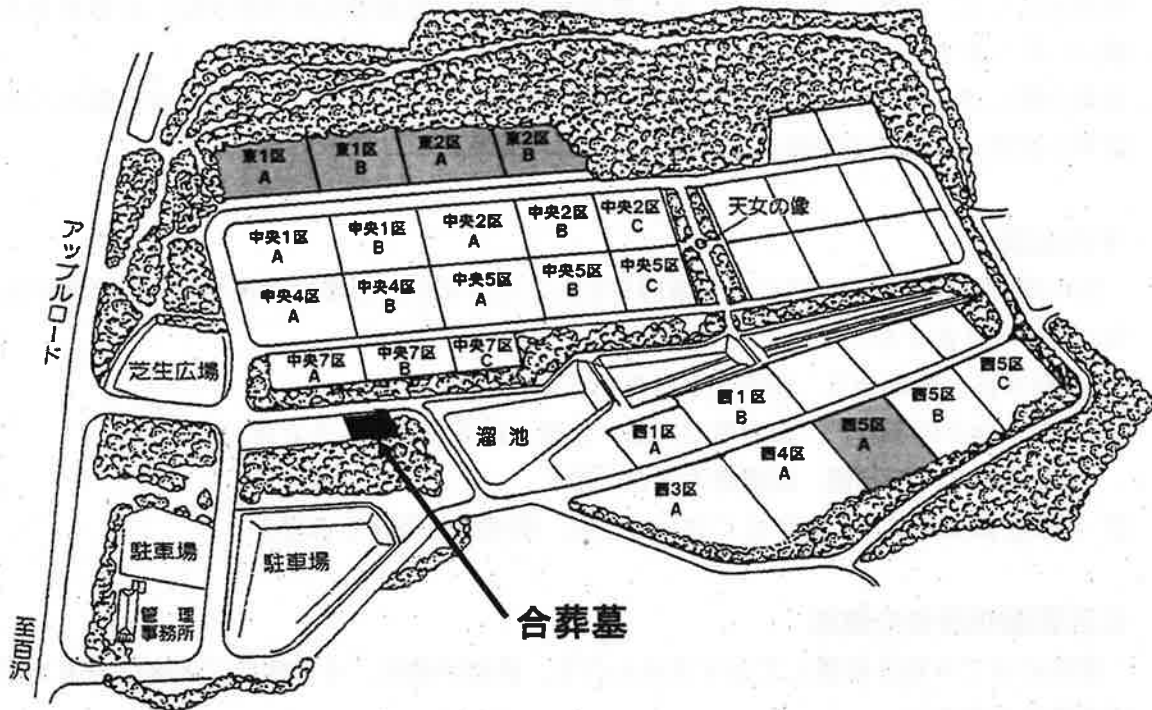
- ① 墳墓及び墳墓工作施設を損傷、汚損すること
- ② 立入禁止の区域に立ち入ること
- ③ 竹木の伐採、植物の採取またはこれらを損傷すること
- ④ ごみ、その他の汚物または廃棄物を投棄すること
- ⑤ 指定された場所以外に車両等を乗り入れること
- ⑥ 墓参者に妨害または迷惑を及ぼす行為をすること
- ⑦ その他管理上支障があると認められる行為をすること

## 10 その他注意事項

- ・弘前霊園に遺体を土葬することはできません。
- ・地震、風水害その他不可抗力による損害については、市は責任を負いません。

ご不明な点がございましたら、環境管理課（弘前霊園担当）までお問い合わせください。

# 墓地公園全域図



バス：久渡寺線小沢神社前下車 徒歩5分  
 ※お盆(8/13)には、弘南バスの久渡寺線が  
 墓地公園を經由しますのでご利用ください。

開園期間：3月16日～12月15日

開園時間：8時30分～17時

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。